

(参考資料) コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム (2023年4月26日) フォローアップ

1. 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた課題		
項目	施策・検討の内容	フォローアップ
A) 収益性と成長性を意識した経営	<ul style="list-style-type: none"> ● 資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営（事業ポートフォリオの見直しや、人的資本や知的財産への投資・設備投資等、適切なリスクテイクに基づく経営資源の配分等を含む。）を促進する。【2023年春から順次実施】 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 東証より、プライム市場・スタンダード市場上場企業に向けて、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた要請が行われた。（2023年3月） ✓ 当該要請に基づき開示を行った企業の一覧が公表された。（2024年1月～） ✓ 当該要請に関し、投資者との面談に基づき取りまとめた対応のポイントや事例集が公表された。（2024年2月）
B) サステナビリティを意識した経営	<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券報告書に新設された人的資本・知的財産・多様性を含むサステナビリティに関する情報開示の枠組みの活用（好事例集の公表）等を通じてサステナビリティに関する取組みを促進する。【2023年～2025年に順次実施】 ● サステナビリティ開示基準策定のための国際的な議論に積極的に参画し、人的資本を中心とするサステナビリティ情報の開示の充実を推進する。【2023年以降継続して実施】 ● 女性役員比率の向上（2030年までに30%以上を目標）等、取締役会や中核人材の多様性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁において、サステナビリティに関する考え方及び取組の開示に関する「記述情報の開示の好事例集2023」が公表された。（2023年12月） ✓ 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、サステナビリティ情報の開示と保証に関する具体的な検討が進められている。（2023年3月～） <p>（参考）国際的には、G20/OECD コーポレートガバナンス原則が改訂され、新たに Sustainability and resilience の章が新設された。（2023年9月）</p>

	に向けて、企業の取組状況に応じて追加的な施策の検討を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 東証において、プライム市場上場企業に対する、女性役員比率に係る数値目標の設定等に関する上場規程の改正が行われた。(2023年10月)
C) 独立社外取締役の機能発揮（取締役会、指名委員会・報酬委員会の実効性向上）	<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券報告書における取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況に関する情報開示の拡充を踏まえ、その実態調査・事例の取りまとめ・公表等を通じて、取締役会等の実効性評価等によるPDCAサイクルの確立を促進し、更なる機能発揮を図る。【2023年秋】 ● 独立社外取締役に対して期待される役割の理解促進のための啓発活動（研修を通じたスキルアップ等）の実施を進める。【2023年春】 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済産業省において、金融庁及び東証と共同で、社外取締役の質の担保・向上に向けた取組みの一環として、「社外取締役のことはじめ」を作成した。(2024年1月公表) <p>(参考) 国際的な団体を含む民間の主体において、継続して、社外取締役を含む取締役等に対する研修の実施、提言の発信、表彰等の啓蒙活動が行われている。</p>

2. 企業と投資家との対話に係る課題

項目	施策・検討の内容	フォローアップ
A) スチュワードシップ活動の実質化	<ul style="list-style-type: none"> ● スチュワードシップ活動の実質化に向けた課題（運用機関における十分なリソースの確保、エンゲージメント手法の工夫、インセンティブの付与、年金等のアセットオーナーにおける体制の拡充等）の解決に向けて、運用機関・アセットオーナー等の取組みを促進する。【2023年春から順次実施】 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」において、スチュワードシップ活動の実質化に向けた取組みについて議論が行われ、報告書において、協働エンゲージメントの促進等について提言が行われた。(2023年12月) ✓ 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」において、投資家と企業の対話の促進に向けた制度面の議論が行われ、報告書において、大量保有報告制度の見直しのほか、実質株主の透

<p>B) 対話の基礎となる情報開示の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● プライム市場上場会社について、投資家との対話の実施状況やその内容等の開示を要請する。【2023年春】 ● コンプライ・オア・エクスプレインの趣旨を改めて周知するとともに、エクスプレインの好事例や不十分な事例の明示に取り組む。【2023年春】 ● 有価証券報告書と事業報告等の重複開示に関する開示の効率化を含め、投資家が必要とする情報を株主総会前に効果的・効率的に提供するための方策について、継続的に検討を進める。 ● 投資家との対話の基礎となるよう企業のタイムリーな情報開示を促進する方策について検討を進める。 	<p>明性確保に向けた提言が行われた。(2023年12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 東証において、プライム市場上場企業に対し、株主との対話の実施状況の開示を促すため、「株主との対話の推進と開示について」が公表された。(2023年3月) ✓ 東証において、上場企業に対して自主的な点検を促すため、「建設的な対話に資する「エクスプレイン」のポイント・事例について」が公表された。(2023年3月)
<p>C) グローバル投資家との対話促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● グローバル投資家の期待（独立社外取締役の比率、多様性、英文開示等）に自律的、積極的に応える企業群の「見える化」を通じて、企業と投資家の対話を促進する。【2023年夏から順次実施】 ● 特に、プライム市場における英文開示の義務化を含め、英文開示の更なる拡充を図る。【2023年秋】 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 東証において、プライム市場上場企業における英文開示の義務化に向けた議論が進められ、決算情報及び適時開示情報について優先的に義務化することを含む、上場規程改正に向けた制度要綱が公表された。(2024年2月公表・2025年4月1日以後に開示するものから適用)

<p>D) 法制度上の課題の解決</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 大量保有報告制度における「重要提案行為等」「共同保有者」の範囲の明確化について検討を進める。 ● 実質株主の透明性のあり方について検討を進める。 ● 部分買付け（上限を付した公開買付け）に伴う少数株主の保護のあり方について検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大量保有報告制度、公開買付制度及び実質株主の透明性の確保に関する事項を盛り込んだ、金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告が公表された。（2023年12月） ✓ 上記報告のうち、大量保有報告制度における「共同保有者」の範囲の明確化を含む金融商品取引法等改正法案が、国会に提出された。（2024年3月）
<p>E) 市場環境上の課題の解決</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 従属上場会社に関する情報開示・ガバナンスのあり方について検討を進める。 ● 政策保有株式の縮減については、有価証券報告書における情報開示の規律の強化や、東証市場区分見直しに伴う上場維持基準の変更及びその経過措置を踏まえた進捗を今後継続的にフォローアップし、必要に応じて更なる施策の検討を進める。【2023年～2025年に順次実施】 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 東証において、従属上場会社に関する情報開示・ガバナンスのあり方に関し、「少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の充実」及び「支配株主・支配的な株主を有する上場会社において独立社外取締役等に期待される役割」が公表された。（2023年12月） ✓ 金融庁において、「記述情報の開示の好事例集2023」が更新され、政策保有株式の開示例が公表された。（2024年3月） ✓ 金融庁において、令和5年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等が公表され、政策保有株式に関する課題等が指摘された。（2024年3月）

<以 上>